

平成十六年三月

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力  
紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）の説明書

外  
務  
省

目次

ページ

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
5 我が国の解釈宣言	一
二 議定書の内容	二
1 総則	二
2 傷者、病者及び難船者	二
3 戦闘の方法及び手段並びに戦闘員及び捕虜の地位	五
4 文民たる住民	六
5 諸条約及びこの議定書の実施	九
6 最終規定	一〇
7 附属書	一〇
8 附属書	一〇
三 議定書の実施のための国内措置	一〇
(参考)	一

## 一 概説

### 1 議定書の成立経緯

十九世紀半ば以降、武力紛争の際の傷病者、捕虜等の犠牲者を保護するために種々の条約が作成されてきた。第二次世界大戦後に、それらの条約の集大成として千九百四十九年のジュネーヴ諸条約が作成された。その後、植民地独立の動き、軍事技術の発達等により武力紛争の形態が多様化したことを踏まえ、千九百七十七年にジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充するものとして二の追加議定書、すなわち、この追加議定書（議定書）及びいわゆる内乱等に適用される追加議定書（議定書）が作成された。

### 2 議定書締結の意義

この議定書は、千九百四十九年のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、捕虜、文民等の保護並びに戦闘の方法及び手段の規制等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際人道法の確な実施を図るとの見地から有意義であると認められる。

### 3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 傷者、病者、難船者、医療要員、医療組織、医療用輸送手段等を保護し、かつ、尊重すること。
- (2) 文民たる住民と戦闘員とを、また、民物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とすること。
- (3) 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払うこと。
- (4) できる限り広い範囲においてこの議定書の周知を図ること。
- (5) この議定書に対する重大な違反行為の防止のために立法その他の必要な措置をとること。

### 4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、既に百六十一箇国が締結し、国際人道法の主要な条約とみなされており、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から、早期に締結することが望ましい。

### 5 我が国の解釈宣言

我が国がこの議定書の締結に当たり行う解釈宣言は、次のとおりである。

第四十四条3中段は、武装した戦闘員は、武力紛争において敵対行為の性質のため自己と文民たる住民とを区別することができない状況において、交戦の間及び自己が参加する攻撃に先立つ軍事展開中に敵に目撃されている間武器を公然と携行することを条件として、戦闘員としての地位を保持する旨規定している。我が国は、この規定に定める状況は占領地域又は第一条4に規定する武力紛争においてのみ存在し得ると理解するものであることを宣言する。また、我が国は、第四十四条3(b)の「展開」とは攻撃が行われる場所へのあらゆる移動をいうものと解釈するものであることを宣言する。

## 二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文百二箇条及び二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

### 1 総則（第一編）

- (1) この議定書の一般原則及び適用範囲について規定している（第一条）。
- (2) 「第一条約」、「第二条約」、「第三条約」、「第四条約」、「諸条約」、「武力紛争の際に適用される国際法の諸規則」、「利益保護国」及び「代理」の定義について規定している（第二条）。
- (3) この議定書は、第一条に規定する事態が生じた時から適用し、原則として、軍事行動の全般的終了又は占領の終了の時に適用を終了する（第三条）。
- (4) 諸条約及びこの議定書の適用並びに諸条約及びこの議定書に規定する取極の締結は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない（第四条）。
- (5) 紛争当事者による利益保護国の制度の適用及び利益保護国の代理の任命について規定している（第五条）。
- (6) 締約国は、平時においても、各国の赤十字社等の援助を得て、諸条約及びこの議定書の適用、特に利益保護国の活動を容易にするため、資格を有する者を養成するよう努める（第六条）。
- (7) この議定書の寄託者による締約国会議の招集について規定している（第七条）。

### 2 傷者、病者及び難船者（第二編）

- (1) 「傷者」、「病者」、「難船者」、「医療要員」、「宗教要員」、「医療組織」、「医療用輸送手段」等の定義について規定している（第八条）。
- (2) この議定書の第二編の規定、第一条約第二十七条及び第三十二条の関連する規定等の適用範囲について規定している（第九条）。
- (3) すべての傷者、病者及び難船者は、いずれの締約国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護される（第十条）。
- (4) 敵対する紛争当事者の権力内にある者又は第一条に規定する事態の結果收容され、抑留され若しくは他の方法によって自由を奪われた者の心身の保護について規定している（第十一条）。
- (5) 医療組織は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これを攻撃の対象としてはならない。紛争当事者は、自己の固定された医療組織の位置を相互に通報するよう求められる。（第十二条）
- (6) 軍の医療組織以外の医療組織の保護が終了する場合等について規定している（第十三条）。
- (7) 軍の医療組織以外の医療組織に対する徴発の制限について規定している（第十四条）。
- (8) 軍の医療要員以外の医療要員及び軍の宗教要員以外の宗教要員は、尊重され、かつ、保護される（第十五条）。
- (9) いずれの者も、いかなる場合においても、医療上の倫理に合致した医療活動を行ったことを理由として処罰されないこと及び医療活動に従事する者の保護等について規定している（第十六条）。
- (10) 文民たる住民は、傷者、病者及び難船者が敵対する紛争当事者に属する場合においても、これらの者を尊重し、また、これらの者に対していかなる暴力行為も行つてはならない。文民たる住民及び赤十字社等の救済団体は、傷者、病者及び難船者を收容し及び看護することを許される。（第十七条）
- (11) 紛争当事者は、医療要員、宗教要員、医療組織及び医療用輸送手段が識別されることのできることを確保するよう努めること並びに特殊標章、身分証明書等について規定している（第十八条）。
- (12) 中立国その他の紛争当事者でない国は、自国の領域において受け入れ又は收容する者及び自国によって発見される紛争当事者の死者について、この議定書の関連規定を適用する（第十九条）。

- (13) 第二編の規定によつて保護される者及び物に対する復仇は、禁止する（第二十條）。
- (14) 医療用車両は、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される（第二十一條）。
- (15) 第二条約に規定する病院船等が同条約第十三条に規定するいずれの部類にも属しない文民たる傷者、病者及び難船者を輸送する場合についても、諸条約の関連する規定が適用される（第二十二條）。
- (16) 医療用船舶及び医療用舟艇であつて第二十二條及び第二條約第三十八條に規定するもの以外のものは、海上であるか他の水域であるかを問わず、諸条約及びこの議定書における移動する医療組織と同様の方法により尊重され、かつ、保護される（第二十三條）。
- (17) 医療用航空機は、第二編の規定により尊重され、かつ、保護される（第二十四條）。
- (18) 医療用航空機は、敵対する紛争当事者が支配していない海域等においては、敵対する紛争当事者との合意によることなく尊重され、かつ、保護される（第二十五條）。
- (19) 接触地帯又は類似の地域における医療用航空機の保護は、紛争当事者の権限のある軍当局の事前の合意によつてのみ十分に実効的となる。また、このような合意のない場合でも、医療用航空機であると識別された後は尊重される。（第二十六條）
- (20) 紛争当事者の医療用航空機は、敵対する紛争当事者が支配している地域又は海域の上空を飛行している間、敵対する紛争当事者の権限のある当局から事前の同意を得ていることを条件として、引き続き保護される（第二十七條）。
- (21) 紛争当事者が敵対する紛争当事者に対して軍事的利益を得ることを企図して自国の医療用航空機を使用してはならないこと等の医療用航空機の運航の制限について規定している（第二十八條）。
- (22) 医療用航空機に関する通報及び事前の同意のための要請については、医療用航空機の予定されている数、その飛行計画及び識別方法を明示する（第二十九條）。
- (23) 敵対する紛争当事者が支配している地域又は実際の支配が明確に確立していない地域の上空を飛行する医療用航空機については、検査を受けるため着陸し又は着水するよう命令することができること及びその手続等について規定している（第三十條）。

- (24) 医療用航空機が、事前の同意がある場合を除くほか、中立国その他の紛争当事者でない国の領域の上空を飛行し又は当該領域に着陸してはならないこと等について規定している（第三十一条）。
- (25) 締約国、紛争当事者並びに諸条約及びこの議定書に規定する国際的な人道的団体の活動は、家族がその近親者の運命を知る権利に基づいて促進される（第三十二条）。
- (26) 紛争当事者が敵対する紛争当事者により行方不明であると報告された者を捜索する義務等について規定している（第三十三条）。
- (27) 占領に関連する理由のために死亡し又は占領若しくは敵対行為に起因して捕らわれている期間中に死亡した者等の遺体を尊重すること等について規定している（第三十四条）。
- 3 戦闘の方法及び手段並びに戦闘員及び捕虜の地位（第三編）
- (1) 紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないこと等の基本原則について規定している（第三十五条）。
- (2) 締約国は、新たな兵器又は戦闘の手段若しくは方法の研究、開発、取得又は採用に当たり、その使用がこの議定書又は当該締約国に適用される他の国際法の諸規則により一定の場合又はすべての場合に禁止されているか否かを決定する義務を負う（第三十六条）。
- (3) 背信行為により敵を殺傷し又は捕らえることは、禁止する（第三十七条）。
- (4) 赤十字等の特殊標章又は諸条約若しくはこの議定書に規定する他の標章若しくは信号を不当に使用することは、禁止する（第三十八条）。
- (5) 中立国その他の紛争当事者でない国の旗、軍の標章、記章又は制服の使用の禁止について規定している（第三十九条）。
- (6) 生存者を残さないよう命令すること、そのような命令で敵を威嚇すること又はそのような方針で敵対行為を行うことは、禁止する（第四十条）。
- (7) 戦闘外にあると認められる者を攻撃の対象としてはならないこと等について規定している（第四十一条）。
- (8) 遭難航空機から落下傘で降下する者は降下中は攻撃の対象としてはならないこと等について規定している（第四十二条）。

- (9) 紛争当事者の軍隊は、内部規律に関する制度、特に武力紛争の際に適用される国際法の諸規則を遵守させる内部規律に関する制度に従う。紛争当事者の軍隊の構成員は、戦闘員であり、すなわち、敵対行為に直接参加する権利を有する。(第四十三条)
  - (10) 第四十三条に規定する戦闘員であつて敵対する紛争当事者の権力内に陥つたものは捕虜とすること、戦闘員が自己と文民たる住民とを区別する義務を負うこと等について規定している(第四十四条)。
  - (11) 敵対行為に参加して敵対する紛争当事者の権力内に陥つた者については、その者が捕虜の地位を要求した場合等には、捕虜であると推定し、第三条約に基づいて保護すること、また、その者が捕虜となる権利を有するか否かについて疑義が生じた場合には、その者の地位が権限のある裁判所によつて決定されるまでの間、引き続き捕虜の地位を有し、第三条約及びこの議定書によつて保護すること等について規定している(第四十五条)。
  - (12) 紛争当事者の軍隊の構成員であつて諜報活動を行っている間に敵対する紛争当事者の権力内に陥つたものについては、捕虜となる権利を有せず、間諜として取り扱ふことができる(第四十六条)。
  - (13) 傭兵が戦闘員である権利又は捕虜となる権利を有しないこと及び傭兵の定義について規定している(第四十七条)。
- 4 文民たる住民(第四編)
- (1) 紛争当事者は、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする(第四十八条)。
  - (2) 「攻撃」の定義及びこの議定書の規定が、攻撃がいずれの地域で行われるかを問わず、すべての攻撃について適用されること等について規定している(第四十九条)。
  - (3) 文民及び文民たる住民の定義並びにいずれの者も、文民であるか否かについて疑義がある場合には、文民とみなすこと等について規定している(第五十条)。
  - (4) 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける(第五十一条)。
  - (5) 民用物を攻撃又は復仇の対象としてはならない(第五十二条)。
  - (6) 文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い、軍事上の努力を支援するために利用し又は復仇の対象とすることは、禁止する



(第五十三条)。

- (7) 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用することができないようにすることは、禁止する(第五十四条)。
- (8) 自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害する戦闘の方法及び手段の使用は、禁止する(第五十五条)。
- (9) 危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によつて文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない(第五十六条)。
- (10) 軍事行動を行うに際しては、文民たる住民、個々の文民及び民用物に対する攻撃を差し控えるよう不断の注意を払うこと等について規定している(第五十七条)。
- (11) 紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努め、また、人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避ける(第五十八条)。
- (12) 紛争当事者が無防備地区を攻撃することの禁止等について規定している(第五十九条)。
- (13) 紛争当事者がその合意によつて非武装地帯の地位を与えた地帯に当該合意に反して軍事行動を拡大することの禁止等について規定している(第六十条)。
- (14) 「文民保護」、「文民保護組織」等の定義について規定している(第六十一条)。
- (15) 軍の文民保護組織以外の文民保護組織及びその要員は、絶対的な軍事上の必要がある場合を除くほか、文民保護の任務を遂行する権利を有する(第六十二条)。
- (16) 軍の文民保護組織以外の文民保護組織の占領地域における活動等について規定している(第六十三条)。
- (17) 軍の文民保護組織以外の文民保護組織であつて中立国その他の紛争当事者でない国のもの及び国際的な調整を行う団体の任務等について規定している(第六十四条)。
- (18) 軍の文民保護組織以外の文民保護組織並びにその要員、建物、避難所及び物品が受けることのできる保護が消滅する場合等につ

いて規定している（第六十五条）。

(19) 紛争当事者は、自国の文民保護組織並びにその要員、建物及び物品が専ら文民保護の任務の遂行に充てられている間、これらのものが識別されることのできることを確保するよう努めること及びそのための特殊標章の表示等について規定している（第六十六条）。

(20) 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊は、尊重され、かつ、保護されること並びにそのための条件等について規定している（第六十七条）。

(21) 文民たる住民のための救済について定める第四編第二部の規定の適用範囲について規定している（第六十八条）。

(22) 占領国は、占領地域の文民たる住民の生存に不可欠な被服、寝具、避難のための手段その他の需品及び宗教上の行事に必要な物品の供給を確保する（第六十九条）。

(23) 占領地域以外の地域であつて紛争当事者の支配の下にあるものの文民たる住民のための救済活動について規定している（第七十条）。

(24) 救済要員は、尊重され、かつ、保護されること及びその救済活動への参加の条件等について規定している（第七十一条）。

(25) 紛争当事者の権力内にある者の待遇について定める第四編第三部の規定の適用範囲について規定している（第七十二条）。

(26) 敵対行為の開始前に、無国籍者又は難民として認められていた者については、第四条約第一編及び第三編に定める被保護者とする（第七十三条）。

(27) 締約国及び紛争当事者は、武力紛争の結果離散した家族の再会をあらゆる可能な方法で容易にし、また、特に、この任務に従事する人道的団体の活動を奨励する（第七十四条）。

(28) 紛争当事者の権力内にある者であつて諸条約又はこの議定書に基づき一層有利な待遇を受けないものに対して与えられる基本的な保障について規定している（第七十五条）。

(29) 女子は特別の尊重を受けること等について規定している（第七十六条）。

(30) 児童は特別の尊重を受けること等について規定している（第七十七条）。

- (31) やむを得ない理由で一時的に行われる児童の避難及びその条件等について規定している（第七十八条）。
- (32) 報道関係者は諸条約及びこの議定書に基づき文民として保護されること等について規定している（第七十九条）。
- 5 諸条約及びこの議定書の実施（第五編）
- (1) 締約国及び紛争当事者は、諸条約及びこの議定書に基づく義務を履行するため、遅滞なくすべての必要な措置をとる（第八十条）。
- (2) 紛争当事者は、赤十字国際委員会が人道的任務を遂行することのできるよう、可能なすべての便益を与えること及びその他の人道的活動を行う団体に対して必要な便益を与えることについて規定している（第八十一条）。
- (3) 締約国及び紛争当事者は、軍隊の指揮官に助言する法律顧問が必要な場合に利用することができるようにする（第八十二条）。
- (4) 締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において諸条約及びこの議定書の周知を図る（第八十三条）。
- (5) 締約国は、この議定書の自国の公の訳文及びその適用を確保するために自国が制定する法令をできる限り速やかに相互に通知する（第八十四条）。
- (6) この議定書に対する違反行為及び重大な違反行為の防止につき諸条約の関連する規定が適用されること並びにこの議定書に対する重大な違反行為等について規定している（第八十五条）。
- (7) 締約国及び紛争当事者は、不作為の結果生ずる諸条約又はこの議定書に対する重大な違反行為を防止する（第八十六条）。
- (8) 締約国及び紛争当事者は、軍の指揮官に対し、諸条約及びこの議定書に対する違反行為を防止すること、これらの違反行為を行った者に対する懲戒上又は刑事上の手続を開始すること等を求める（第八十七条）。
- (9) 締約国は、諸条約又はこの議定書に対する重大な違反行為についてとられる刑事訴訟手続に関し、相互に最大限の援助を与える（第八十八条）。
- (10) 締約国は、諸条約又はこの議定書に対する著しい違反がある場合には、国際連合と協力して、かつ、国際連合憲章に従って、単独で又は共同して行動する（第八十九条）。
- (11) 国際事実調査委員会の設置、委員の構成、委員会の権限等について規定している（第九十条）。

(12) 諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事者は、必要な場合には、賠償を行う責任を負い、また、紛争当事者は、自国の軍隊に属する者が行ったすべての行為について責任を負う（第九十一条）。

6 最終規定（第六編）

署名、批准、加入、効力発生、効力発生後の条約関係、改正、附属書 の改正、廃棄、通報、登録及び正文について規定している（第九十二条から第二百二条まで）。

7 附属書

身分証明書、特殊標章、特殊信号等による識別に関する規則について規定している。

8 附属書

職業上の危険な任務に従事する報道関係者のための身分証明書のひな型を表示している。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 昭和五十二年六月八日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 昭和五十三年十二月七日

3 署名国 五十九箇国

オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コートジボワール、キプロス、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イラン、アイルランド、イタリア、ヨルダン、大韓民国、ラオス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、モンゴル、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、バチカン、ベトナム、イエメン

4 締約国 平成十六年二月二十日現在 百六十一箇国

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック諸島(＊)、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グァテマラ、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルド

バ、モナコ、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮  
（\*）、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシ  
ペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南ア  
フリカ共和国、スペイン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、トン  
ガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズ  
ベキスタン、バヌアツ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

（\* 我が国は、国家として承認していない。）